

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年1月31日（水）17：31～17：41
- 2 場所 永田町合同庁舎2階208会議室
- 3 出席

＜WG委員＞

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授
委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

＜提案者＞

中島 圭一 福岡市総務企画局企画調整部企画課長
内田 久徳 福岡市教育委員会指導部教育相談課長
宮原 章 福岡市教育委員会総務部教職員第1課定数係長
的野 直勝 福岡市総務企画局東京事務所調整係長

＜事務局＞

河村 正人 内閣府地方創生推進事務局長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 スクールソーシャルワーカーに係る学校教育法の特例について
 - 3 閉会
-

○小谷参事官 もう一つの提案は、公表でいいということです。

ここから公表で大丈夫ですか。

○中島課長 大丈夫です。

2件目に行かせていただきます。2枚つづりのパワポの資料になりますが、スクールソーシャルワーカーについての提案でございます。

まず、資料の1枚目です。提案としては、スクールソーシャルワーカーを活用して、全ての子供の未来を育むために、スクールソーシャルワーカーの正規職員化で、専門人材を確保して、教育・心理・福祉の支援パッケージを確立して、学校における働き方改革を推

進していきたいというのが大きな柱です。

そもそもスクールソーシャルワーカーですけれども、社会福祉等の専門的な知識や技術を有する社会福祉士であって、教育と福祉の両面から、関係機関と連携して、課題を抱えた児童生徒やその家庭、学校に働きかけ、児童生徒の課題を改善するなど、多様な支援方法を用いて課題解決の対応を図るようなものでございます。

子供を取り巻く環境が、ここ最近、深刻化する中で、福岡市の実績ですけれども、わずか4年間で相談件数は倍増しております、平成28年度には1,800件以上にも及んでいます。そのうちの課題解決に至る割合も年々上昇しております、効果があるということで、この重要性は、国の方針などでも強調されているようなところでございます。

具体的な提案内容について説明させていただきたいと思います。

まず、現状です。スクールソーシャルワーカーは、現行の義務標準法という定数を定めるような法律ですけれども、教職員の定義に含まれていないということで、国費負担される教職員として配置することが制度上、できないようになっております。それでも、各自治体では必要性を感じて、財政状況が厳しい中で、スクールソーシャルワーカーを基本的に非常勤の嘱託として任用しております。ただ給与、雇用期間、勤務時間等の勤務条件が不十分であって、期待する人材の確保、十分な子供のケアが困難な状況となっております。

最近の動きですけれども、福岡市などの政令市は、地方分権一括法の施行によって、県費負担教職員制度の権限移譲が平成29年度に行われまして、柔軟な教職員の配置が可能になっております。

福岡市はこれをを利用して、不登校対応のための充実した教員配置などは行っています。ただ、スクールソーシャルワーカーを、これを利用して充実させたいところですけれども、先ほど、冒頭に述べたとおり国費負担される教職員として配置することが制度上できないようになっているということで、実現できていないという状況でございます。

ここからが提案ですけれども、特区制度を活用して、ぜひ規制緩和をお願いしたいと考えております、具体的には、スクールソーシャルワーカーを定義上、教職員として位置付けていただき、現在、配当されている教職員定数内で柔軟に配置することを可能とするということを提案させていただきます。これによって、先ほど言った権限移譲のメリットを最大限に活かした柔軟な教職員配置の中で、正規職員としてスクールソーシャルワーカーを充実させて、専門性の高い人材を確保して、充実した子供のケアを行っていきたいと思っております。

これは文科省が示している、チーム学校として、各方面の専門人材の活用をするという方向性に合致しているような考え方もあると考えております。

1点、強調させていただきたいのが、この提案は、先ほど現在配当されているというように言いましたけれども、国から配当されている定数を増やしてくれという要望ではなくて、現場の実態を知る福岡市が、定数の範囲内により柔軟な運用をできるようにということを求めるものでございます。

ちなみに、福岡市ですけれども、これが実現した際には、学校事務の集約処理で、今、事務処理の効率化を進めておりまして、事務職員の配置のあり方を整理することで、スクールソーシャルワーカーの配置を行えないかと思っております。

2枚目です。これが期待する効果ですけれども、1点目が、教育・心理・福祉の支援パッケージを確立するということで、いじめ、不登校、虐待、貧困を断ち切って、子供の将来を保障すること。

2点目として、教員の負担軽減、学校における働き方改革の推進によって、教員が本来業務に注力することで、学力向上や健全育成が図られる。

3点目ですけれども、スクールソーシャルワーカーを教職員として位置付けることによって、福岡市が先行実施をする先行事例として検証することによって、先の中央教育審議会答申でも、スクールソーシャルワーカーの定数化は検討することとされておりますけれども、その全国展開への道筋ができるということを期待しております。

提案としては以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

非常に分かりやすかったです。今、教員だけではなくて、職員としても採用できないということなのですね。

○中島課長 国費負担の対象にならない、いわゆる定数外の職員として雇うことはできますので、そういう意味で、今、2枚目に参考資料をつけておりますけれども、福岡市も実際に非常勤の嘱託職員として採用をしておりまして、現在、28名を配置しております。ただ、いかんせん財政上の制約が自治体はありますて、なかなか正規職員として雇うのが難しいという現状がありますて、そうであれば、先ほど事務職員の配置の工夫でと言いましたけれども、定数の工夫によって、その範囲内でスクールソーシャルワーカーを置けないかというところが提案の狙いです。

○八田座長 むしろ事務職員の一部を定員外にしてもいいわけですね。

○中島課長 そうですね。ただ、その場合は事務職員の給与を市費で払うことになります。

○八田座長 今、やっているよりは節約できるかもしれない。

私は一応、お話をわかりました。

委員の皆さん、どうぞ。

○八代委員 今、保健室に看護師（正しくは養護教諭）さんがいると思うのですが、それは正規の職員なのでしょうか。

○宮原係長 養護教諭のことですが、正規の職員です。

○八代委員 要するに、身分としては看護師（正しくは養護教諭）さん並みにすればいいわけですね。

○宮原係長 そうですね。養護教諭と同様の条件となるよう、勤務条件の是正をしていただければと思います。

○八代委員 それはいいアイデアで、逆に教員も問題が起ったときに、自分で今、素人

の教員がやっているのをスクールソーシャルワーカーに任せるといったら、随分負担が減るということですね。

○八田座長 財政的な源泉は、事務のITの活用などによるいろいろな効率化によって生み出していく。

中川委員、何かありますか。

○中川委員 お金の問題でしょうと言われたら、どうするのですか。

○中島課長 お金の問題であることはあるのですけれども、やはり事務効率化で、今、定数を与えられている事務職員を配置する余地がある中で、定数があるからつけようと。そのまま配置しておこうというよりは、柔軟な運用を認めて、スクールソーシャルワーカーをその分の枠に充てたほうが効率的だと思います。

○中川委員 福岡市の事務職員を節減して、もっと意味があるだろうと思われるソーシャルワーカーを入れることによって、教育の効果が上がっていくというストーリーというかシナリオが説得的かどうかということでしょうね。

地域地域で一番よくマッチした教育方法とか学校体制を知っている人たちが、人員配置について柔軟なやり方をする。例えばそれは福岡市のアイデアのこれだと。そうすると、学校がこんな感じになりますということが説得的かどうかということなのでしょうね。

○内田課長 現場を経験した立場から言わせていただきますと、今まででは、教員がスーパーマンみたいに、子供の心のケアや福祉にかかわってきましたが、心理や福祉の面での専門性がなく、どうしても中途半端になり、十分な支援が行き届かない。そこで心理の専門家のスクールカウンセラーや、福祉の専門家のスクールソーシャルワーカーが関わることによって、教員の負担軽減にもなり、子供にとっても親にとってもさらに充実した支援が受けられるのではないかと思います。

○八田座長 これは事務負担の軽減だけではないのですね。先生の負担も軽減して、その分、質が上がるということですね。

○村上審議官 前向きな観点から御質問させてください。

ソーシャルワーカーイコール社会福祉士でもないような気がするのですけれども、その辺はどうやってソーシャルワーカー、アメリカみたいにエスタブリッシュメントがあればいいのですけれども、どのように対象を切り出すのですか。

○内田課長 福岡市では、平成20年度にスクールソーシャルワーカーを配置して、今年で10年目になりますが、資格要件は社会福祉士のままでです。現在、社会の複雑化により課題が非常に絡み合っているところから、社会福祉士に加え、精神保健福祉士の資格まで広げることを検討しています。

○村上審議官 それを制度化するときには、その概念をどう定義するかは問題になりますので、そこのソーシャルワーカーの定義をまた。

○八代委員 そうですね。ソーシャルワーカーというのは心理学とか児童心理等の専門家だと思いますが、それはまた決めていただければ。

○八田座長 そこで何か定義する必要があるのですね。

他にございますか。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。